

# 近世関東の畑請地の歴史地理的性格（2）

田中豊治

## はじめに

筆者は先に、本誌第119号に「近世関東の畑請地の歴史地理的検討」を公にした。これは畑請地の分布とその意義を論述したものである。この発表に対して、関東地方史研究会の松尾氏<sup>1)</sup>、根岸氏<sup>2)</sup>その他の各位から、分布については大略判明したが、畑請地が近世初頭より地租改正時点まで、新田検地帳、年貢割付状、村方明細帳に記載されているが、年代的にその性格に差異があるのではないか、今後はその時代的差異を検討する必要があるとの批判をうけた。これは畑請地の本質を解明する上で極めて重要な視点であるので、本稿では畑請地の種別、分布、歴史的性格の三点について検討する事にする。

## I 調査方法

蒐集した畑請地資料から畑請地の種別、資料の年代を地区別に表化する事にした。作製してみると、60cm×40cmの表5枚になった。これを限られた紙面に掲載する事は困難であるので、止むを得ず複雑ではあるが、文章として表現せざるを得ない。

表化の過程で問題が生じた。それは資料の示す年代が、必ずしも畑請地の成立年代を示したものとは限らず、たまたま、蒐集した資料の年代であるという事である。また畑請地の名称のうち、例えば萱畑等については乏水台地のものと、低湿地の流作場に成立したものはその性格が異なるのではないかということ、第三に同一の名称の畑請地が近世初期から地租改正時まで重複的にあらわれるがその性格の時代差があるのではないかということ、こうした問題点

を予め区分してから記述しないと内容が混乱するが、残念ながらこれを区分する事が現状では筆者に困難である。

こうした問題があるにせよ、先づ事実関係を記述する事から検討を開始せざるを得なかった。そこで複雑な表現との批判があるのを覚悟の上で時代区分に着手する事にした。

## II 畑請地の名称とその時代区分

先づ延宝期及びそれ以前に表れるものを要約すると、立川地区の藪畑（寛文9）、福生地区の萩畑（延宝2）、萱畑（延宝5）、藪塚本町地区の野畑（慶安3）、花園村地区の林畑（延宝4）、毛呂地区の林畑（寛永8、承応3、寛文3）、川越地区の砂畑（寛文12）、狭山地区の萱畑（延宝2）、和光地区の野畑（寛文4）、加須地区の砂畑（正保4）、板橋地区の林畑（延宝2）、保谷地区の野畑（寛文6）、御殿場地区の野畑（承応2）があげられる。武蔵野台地に畑請地の名称が多くあらわれている。

次いで貞享期から正徳期の状態をみると、佐倉地区の林畑（宝永元）、水街道地区の砂畑（元禄12）、林畑（元禄15）、取手地区の砂畑（宝永5）、川越地区の萩畑（元禄9）、三芳地区の野畑（元禄9）、新座地区の野畑（宝永2）、熊谷地区の萩畑<sup>4)</sup>（元禄7）、大宮地区の林畑（元禄3）、吉野原地区（大宮市の北部）の林畑（宝永4）、浦和地区の林畑（元禄3）、中野地区江古田の林畑（元禄11）、田無地区の野畑（元禄3）、東村山地区の萱畑（元禄16）、立川地区の萱畑（元禄5）、東大和地区の芝畑・萱畑（貞享元）、福生地区の芝畑（元禄6）、市川地区の林畑

(宝永元), 大田地区の荻畑(元禄2), 本庄地区の萩畑・砂畑(元禄6), 美里地区の萩畑・砂畑(元禄10), 烏山地区の河原畑(元禄15), 信州飯田地区の原畑・河原畑(元禄元), 大胡地区の林畑(元禄元), 野田地区の林畑(元禄9), 志木地区の林畑(元禄6), 八千代地区の林畑(正徳2)となっている。名称別では林畑が多く, 分布は武蔵野台地以外に拡大している。萩畑は地方凡例録には萱畑と同一のもので記してある。

享保, 元文期になると, 畑請地の出現頻度は大になる。佐倉地区の林畑(享保16), 酒々井地区の林畑(享保16), 佐原地区の林畑(享保16), 富里地区の林畑(享保15), 成田地区の林畑(享保18)と房総台地に林畑が拡大している。小山地区の林畑(享保14), 古河地区の林畑(享保16), 新座地区の林畑(享保20), 騎西地区の林畑(享保11), 大宮地区の林畑(享保16), 越ヶ谷地区の林畑(享保11), 東久留米市の林畑(享保8), 立川市の林畑(享保3), 武蔵国分寺地区の林畑(享保18), 柏地区の林畑(享保18), 松戸地区の林畑(享保15), 八日市場地区の林畑(享保2), 前橋地区の林畑(享保13), 鶴ヶ島地区の林畑(享保3), 毛呂地区の林畑(享保7), 日高地区の林畑(享保7), 野田地区の林畑(享保15), 石下地区の林畑(享保14), 印西地区の林畑(享保18), 八千代地区の林畑(享保14), 所沢地区の林畑(元文元), 武蔵野市地区の林畑・野畑(元文元), 保谷地区の林畑(元文元), 東久留米地区の林畑・野畑(元文元), 小平地区の林畑・野畑(元文元), 小金井地区の林畑・野畑(元文元), 国分寺地区の林畑(元文元), 武蔵村山地区の林畑・野畑(元文元), 福生地区の林畑・野畑(元文元), 前橋地区の林畑(元文5), 所沢地区の林畑(元文5), 利根町地区の萱畑(元文元), 越ヶ谷地区の林畑・柳畑・芦畑(享保11), 前橋地区の萩畑(元文元), 福生地区の萱畑(享保19), 立川地区の柿畑(享保3), 清瀬地区の山畑(享保15), 座間地区の山畑(享保20),

千葉市地区の山畑(享保26), 古河地区の砂畑(享保16)とある。

元文元年検地の結果, 林畑, 野畑が同一地区内で登録された地区は狭山丘陵南部の武蔵野台地であり, 東は武蔵野市地区より西は福生地区に連続している。この中で, 福生地区の新田検地帳には, 林畑2, 473畝24歩, 斗代2, 野畑2, 163畝24歩, 斗代1, 反別合4, 637畝18歩で, 本畑としての反別は記されていない。つまり, 元文元年の福生地区の新田は全部畑請地であったのである。短冊型地割で有名な小川新田(小平地区)の場合は, 新田面積210町のうち下田86畝15歩, 本畑9, 052畝18歩, 林畑8, 660畝12歩, 野畑3, 272畝21歩, 屋敷528畝12歩で, 畑請地の合計11, 332畝8歩で, 新田面積の54%が畑請地である<sup>5)</sup>。従来, 武蔵野新田の中で本畑, 畑請地の区分と意義を論じたものはないが, この内容を看過しては新田の質的内容の理解は困難である。質的内容については後述する事にして, 更に年代的区分について史実を摘記しよう。

寛保~宝暦期では, 東久留米地区の林畑・野畑(寛保3), 清瀬地区の林畑(寛延3), 小平地区の萱畑(宝暦4), 同林畑(延享2), 小金井地区の林畑(宝暦7), 稲置地区の山畑(延享2), 藤沢地区の林畑(寛保2), 八千代地区の埜地畑(寛保2)・(延享3), 大胡地区の林畑(延享3), 宮城地区の林畑(延享3), 赤堀地区の林畑(延享2), 笠懸地区の林畑・野畑(延享2), 蕨塚本町地区の林畑・芝畑(延享2), 江南地区の林畑(延享元), 東松山地区の林畑(延享3)・(宝暦8), 野田地区の芦畑・萱畑(寛保2), 我孫子地区の林畑(延享2)・(宝暦6), 石下地区の萱畑・芝畑・野畑(延享元), 筑波地区の林畑・野畑・芝畑(延享3), 入間地区の林畑・野畑(宝暦8), 川越地区の林畑(宝暦5), 所沢地区の林畑・野畑(宝暦8), 大宮地区の林畑(延享2)・芝畑(宝暦11), 印旛地区の林畑(寛保2), 成田地区の林畑(延享3), 大栗地区の林畑(延享3),

多古地区の林畑（延享3）、守谷地区の林畑・砂畑（宝暦5）、岩井地区の林畑・柳畑（延享4）、猿島地区の林畑・砂畑（宝暦13）、明野地区の林畑（延享3）、関城地区の林畑（延享3）、小山地区の林畑（延享3）、西方地区の林畑（延享2）、水海道地区の林畑・野畑・萱畑・芝畑（延享元）、取手地区の野畑・萱畑・芝畑（寛保3）、守谷地区の萱畑・芝畑（延享3）、下丸子地区（大田区）の萱畑（延享2）の如くがある。

明和、安永、天明期になると、福生地区の砂畑（安永7）、藤沢地区の林畑（安永2）、茅ヶ崎地区の林畑（安永2）、中井地区の林畑（安永2）、松田地区の林畑（安永2）、渋川地区の野畑・山畑（天明4）、吉岡地区の林畑・野畑・萩畑（明和4）、大胡地区の林畑（明和7）、宮城地区の林畑（明和7）、笠懸地区の野畑（安永3）、栄地区の林畑・埜地畑（天明6）、本埜地区の埜地畑（明和9）、古河地区の砂畑（天明7）、境地区の林畑（明和4）、狭山地区の林畑（安永6）、野田地区の芝畑（天明2）・林畑（天明3）・砂畑（安永7）、石下地区の林畑・柳畑・砂畑（安永7）となっている。

寛政以降は再び畑請地の表れ方が頻繁になる。これは文書の保存が比較的良好のためかとも思われる。東久留米地区の林畑・野畑・萱畑（天保15）、立川地区の林畑（文政2）、相模原地区の林畑（文政13）、藤沢地区の林畑（文政3）、座間地区の林畑（文久3）、茅ヶ崎地区の林畑（文政8）、松田地区の林畑（文政元）、君津地区の林畑（文政5）、千葉地区の林畑（文政5）、船橋地区の林畑（文化13）、大胡地区の林畑（天保15）、宮城地区の林畑（天保15）、蕨塚本町地区の芝畑・林畑（寛政2）、新田地区の林畑（文政5）、美里地区の林畑（天保10）、寄居地区の林畑（安政3・文久2）、川本地区の林畑（文化9）、滑川地区の林畑（天保3）、鶴ヶ島地区の林畑（天保9）、飯能地区の林畑（寛政9）、佐倉地区の林畑（天保15）、守谷地区の林畑・砂畑（天保12）、真岡

地区の林畑・芝畑（文化14）、取手地区の林畑・萱畑・芝畑（文化5）、川越地区の林畑（天保14）、桶川地区の林畑（寛政12）、大宮地区の林畑（寛政元・同5）、与野地区の林畑（寛政5）、蓮田地区の林畑（寛政10）、越ヶ谷地区の砂畑（文化10）、君津地区の林畑（文政5・天保9・安政4）、藤代地区の林畑・芝畑（文政3）、野田地区の野畑・萱畑・芝畑（天保13）、我孫子地区の芝畑（安政6）・林畑（文化14）、波崎地区の林畑（天保3）の如くである。

以上、市町村合計120地区の畑請地の年次別区分である。

### Ⅲ 畑請地の年代区分の歴史地理的検討

#### A) 延宝以前の畑請地

年代的に最古のものは毛呂山地区の寛永8年（1631）の林畑である。面積は記されているが正確な年代は不明である。之に次ぐものは加須地区の正保4年（1647）の砂畑である。この砂畑は畑請地としての砂畑か、砂質土壌の畑の意か判然としない。蕨塚本町地区の慶安3年（1650）の野畑は年代が記されていないので、野方にある畑の意か、畑請地としての野畑か判断は現在のところ出来ていない。しかし、検地帳の畑の項目の中に入っているので検見取の対象にはなっていたと思われる。以上を除くと寛文、延宝期のものが主である。しかし、名称と面積は記されても石盛や役永が記されているものは僅かである。武蔵野台地西端の福生・熊川地区では、延宝2年萩畑斗代3とあり、下畑4より1斗低い石盛となっている。北武蔵の花園地区では、延宝元年には林畑・萩畑とも反別役永20文で、下畑45文とは大差がある。

#### B) 貞享・元禄期の畑請地

貞享期から正徳期にかけての請地の名称は林畑、野畑、萩畑等その出現頻度大であるが、これまた、石盛、検見取額を記したものはすくなく、浦和地区の元禄3年の林畑斗代2、現大宮市内の吉野原地

区の林畑斗代3、ここでは下下畑も3斗で同一の斗代を示す。児玉郡内の神川地区では、正徳2年の場合、萩畑42文取り、藪畑50文取りで、竹藪の畑請地の方が役永は大である。新河岸川に沿う志木地区では元禄11年の場合、上林畑反永30文、下林畑反永10文、野畑20文取りとなっている。斗代ではなく、検見取りが主であるのか、役永が課せられ、入会林野の野銭との近接傾向が見られる。

### C) 享保・元文期の畑請地

享保・元文期になると事情は一変する。武蔵野市地区の元文元年の例では、林畑・野畑とも斗代2、福生地区では林畑斗代2、野畑1。東大和地区では、福生同様、東久留米地区では林畑・野畑ともに斗代2、ここでは下下畑3である。小金井・小平地区では林畑、野畑ともに斗代2である。武蔵野台地の元文検地では、畑請地の斗代2斗というのが一般的である。之に対して、成田地区の元文元年検地では、林畑斗代4、延享3年2、佐倉地区では享保16年林畑2となっている。

享保・元文期の畑請地は、享保11年の「新田検地条目」によって、林畑条目も記され、開発新田の中に、本畑と並んで畑請地の課税が明記される。この結果、元文検地後の畑請地の名称、面積、斗代は年貢割付状に明記されるようになる。木村礎・伊藤好一編著の「新田村落」には、小川新田、野中新田、大沼田新田、鈴木新田、廻田新田の新田地目別地積が記されているが、いずれも本畑に比して林畑・野畑の地積が大となっている点が注目される。斗代は本畑に対しては低いが、面積が広大なので課税量は相対的に大になる。関東地方史研究会の研究者の述べているように、享保、元文期の畑請地の増加の背景は、幕府を頂点とする各藩、旗本の財政欠乏を補う増税策である事は<sup>7)</sup>確実である。

畑請地は前稿で述べたように、入会林野を領主が農民に分割給与し、之を畑名目の農民所有地とし、之に課税した事、その畑請地の本来の機能は厩堆肥

給源であるが、農民は之を耕地化する事はその裁量にまかされていたので、その生産性向上のため耕地化は進行した。例えば、元文元年の戸倉新田（現国分寺市域）の「当辰開発反別書上帳」には「畑五町八反七畝八歩、是者当春御検地之節、地面宜敷分畑請被仰付候、内三町七畝歩、当辰年開発仕候分、残而二町八反四畝十八歩、畑請芝地」の如く、開発とは耕地化を意味している。寛延3年の植竹原（現大宮市内）の畑請地を元の山林扱いにしてほしいという文書は興味深い。「(前略)…此度御願申上候は、植竹、前々御林之処、惣百姓方江開発地に被置下候所、二、三ヶ年以來は出来方も相応に有之候処、随分入念作付候得共、土地殊之他悪場に御座候間（中略）…何卒右御林に被成下候様に惣百姓偏に奉願候（下略）」<sup>8)</sup>とあり、領主は畑請地の開発とは、その耕地化を期待していた事がわかる。大友一雄が所沢地区の事例をあげているが、之も開発とは耕地化を意味している事を裏書している。

寛文4年の小川家文書によると「暮方相応に開畑在之百姓は此上、野畑・林畑請迄開候儀勝手次第」<sup>10)</sup>と個人有となった畑請林野の耕地化を公認している。

唯、此処で注目すべき事は、耕地化された畑請地が、その後の検地で本畑に繰入れられたかということ、そうではなく、年貢は畑請地としての斗代2程度で、明治の地租改正までつづいていた事である。このことは、江戸近郊の農村にとっては、江戸に供給する野菜畑として、林畑、野畑が生産力を高めた事を予想せしめるものである。

### D) 寛保～宝暦期の畑請地

筆者の蒐集したこの期の史料は南武蔵野台地の東久留米、清瀬、小平、小金井地区と、上州の大胡、宮城、赤堀、笠懸、藪塚本町、新田と、利根川下流の守谷、岩井、猿島、筑波、明野、関城、水海道、取手、利根、境、野田、我孫子、石下等の三郡に偏在している。畑請地の種別は、林畑、野畑、萱畑、芝畑が主である。南武の場合は林畑が主で、享保・

元文期の性格を引きついでいる。上州の場合は、寛政以降の畑請地と同性格と推定されるので、近世末期の次項で検討する事とする。

利根川下流の畑請地の分布は前稿で所在が確認出来なかった所である。この地域の畑請地は、流作場、原地に主として分布する。

流作場とは、地方凡例録に「川筋、堤外或は湖水池沼等の岸通りにて畦畔もなく用水一面にかかる地所……旱魃年には植出し多く、又水多き時は作付成難く、仕付たる分も押し、年々極めて仕作難く、不定の作場」である。原地とは原野地の事である。この流作地、原地の開発を研究した代表的な学者は、大谷貞夫<sup>12)</sup>、大石学<sup>13)</sup>、松尾公就<sup>14)</sup>、松尾<sup>15)</sup>、松尾<sup>16)</sup>が総括的である。流作場開発、検地の特色については松尾が、寛保年間の勘定組頭堀江荒四郎の幕府に対する上申内容を検討して、次の様に要約している。第一は、流作場は面積も広く、散在しているので、流作場検地は別段に法を立てて検地するがよい。第二に流作場を田方として開発する場合は、下下田にしなければならないが、そうすると田方より石盛を低くする畑方の石盛がなくなってしまう場合がある。本田畑中心の石盛付を行ったのでは流作場の石盛がつけられない。第三に下利根川通りの芝地、秣場は他国の場合と異り、肥土推積地で、その萱は肥料としては古来より上上の品であり、之を売ると上畑以上の収益を得る事を指摘した上で、このような畑は、下下田の位の石盛をつけるのは適当でなく、上上畑の石盛に相当するとした。そこで第四に、このような土地には石盛しないで、反別のみをきめ、それを検地帳に記し、検見で年貢をとるのが適当であるとした。

結果として、幕府は、堀井の上申を採用して、実収に基づいて有毛検見取法を施行することにした。石盛付をしない検地は、大開検地以来見る事がなかった<sup>18)</sup>ので、寛保期の流作場新田が有毛検見取の端緒となった。

<sup>19)</sup>取手市史資料編に「寛保三年下利根川筋下総国相馬郡吉田村流作地新田検地帳」が掲載されているが、此の内容は、以上の松尾の所説を裏付けしている。「石之寄、畑二町二反一畝、一町九反二畝二十一歩、七反七畝九歩、六反三畝十五歩、萱畑二反四畝二十七歩、萱畑三町九反一畝十八歩、埜畑二畝二十四歩、反別合九町七反三畝二十四歩、六尺一間竿を以一反三百歩之積、依為流作場、此度老割之余歩加検地相極者也、御勘定組頭堀井茂四郎印、右之通検地相極者也、神尾若狭守印」。同年の年貢割付状には「下利根川流作場、反高九町七反三畝二十四歩、畑方、此訳、畑二町三反一畝歩 此取永老貫六百五十七文五合、反七十五文……(中略)……萱畑二反四畝二十七歩 此取永百十二文一分、反四十五文……(中略)……埜畑式畝二十四歩、此取永五文、反十八文……(下略)」とあり、芝畑は反永四十文である。

我孫子村の同年の例を見ると萱畑反永六十文、芝畑四十文、埜畑十五文の如くで、萱畑反永が極めて<sup>20)</sup>高い。

松尾は筑波郡池田村(現筑波町)の事例で、上記取手の場合と同様な萱畑の高額取永を示している。<sup>21)</sup>武蔵野台地の萱畑斗代2とは著しい差である。堀井荒四郎の上申内容を分析した松尾は、元文5年までの調査で、関東地域内で、流作場八千町歩、内下利根川筋に四千町歩の流作場の所在を記述している。

反別の面から見ると、流作場新田の規模は享保改革期に創出された新田の中で最も広大であり、代表的な新田の一つにかぞえる事が出来る。<sup>22)</sup>

#### E) 近世末期の畑請地

明和安永以降の畑請地の分布は、赤城山麓より下野の台地、丘陵地にかけての地域、秩父山麓の丘陵地、大磯丘陵より湘南台地にかけての地区、千葉県中部の君津市の山間部の三直地区に分布が密である。近世末期の畑請地は、財政欠乏に苦しむ領主の苛酷な増税手段として行なわれ、いずれの地区でも農民は苦境におかれた。そのもっとも代表的な例は上州

の赤城山麓の村々である。

宮城村の前原文書はよくその実情を示している。<sup>23)</sup>即ち明和7年の「差上申一札之事」によると「上州勢多郡鼻毛石村の儀、村高620石余に而、赤城山麓之村方に御座候、田畑反別都合155町4反歩余御座候内、書面之畑反別97町7反8畝17歩之分、御水帳御割等に茂畑と御座候得共、一畝先規より林畑山に而、此度御見分被成下候通に御座候、然る所、前々私領の節より、柴、薪、下草、落葉等迄茂、前橋御城下へ附出売弘御上納仕来候」という次第であったが、換金物としての山林も大方伐りつくしたので上納は勿論、日々の相続も困難になったので「畑林御年貢取上願」を訴出たが、鼻毛石村の畑林は、検地帳には「下下畑」及び「悪地下下畑」とあり、畑であるから、御年貢下げは出来ないと回答があり、農民は生活困難となったので、離村して前橋、高崎、江戸に身売奉公に出ようになり、村は廃村寸前に追こまれた。そこで名主は「無抛、親類五人組引受或は村方割賦に仕」つて細々と上納を続けたが、離村者が絶えないので、天明期には貢納も相叶わざる事態に直面した。同様の事態は渋川、吉岡、群馬、赤堀、大胡地区にも波及した。天保5年の河原浜村（現大胡町）の差出帳には「畑方之儀三步通百姓畑林に御座候、畑高之内に而年貢上納仕候、此反別18町2反歩程にて、楡、松、竹、萱山にて御座候」という状態があった。

赤城山の激しい大間々扇状地の笠懸、藪塚本町、新田地区の新田開発のうち畑の部分を見ると、例えば藪塚本町の場合、寛政2年の「惣反別反別帳」によると、52戸の新田農家の持反別は、129町8反1畝14歩で、その内訳は、新畑（普通畑）12町9反5畝27歩（斗代5）、芝畑66町4反4畝18歩（斗代1）、林畑26町4反7畝13歩（斗代1）、凡除地15町2反4畝2歩（斗代2）、屋敷8町6反7畝14歩（斗代4）となっている。即ち、芝畑、林畑の畑請地合計は97町9反2畝1歩で、之は惣反別の70%を占めている。

芝畑、林畑は凡除地に囲まれて、根菜（主として大根）の生産地となった。この伝統は現在も尚引継がれ、上州大根の名産地となっている。

君津地区、大磯丘陵、湘南台地、相模原、秩父山麓の畑請地は、享保、寛保期成立のものを除外すると、明和以降のものが主である。大磯丘陵、湘南台地のものは切替畑の林畑化が主で、殆んどが文政年間の指定になっている。相模原の畑請地も文政13年の成立で、文政3年以来、湧野辺、木曾、根岸3村の開発に対する係争で、代官の仲裁で、見付畑30町余、林畑8反余の開発で決着した。君津地区の畑請地は三直地区に集中しているが、此所は旗本の相給地で、斗代4という高額地となった。農民は下下畑同様な高斗代なので、畑地化を進め、生産性の向上をはかった。

秩父山麓の畑請地は、殆んど林畑で、滑川、飯能、名栗の山間部、丘陵地に主として天保以降成立している。近世末期まで看過されていた丘陵、山地の開発に伴う林畑の設置である。

## まとめ

以上述べた事をまとめると次の様になる。

1. 畑請地の名称と時代区分を要約すると、寛永期の林畑を初めとして、寛文、延宝期にいたる時期には、林畑、野畑、萩畑、萱畑、砂畑等の名称があらわれる。砂畑が畑請地であるか否かは判断に苦しむが、年代から見て、畑請地の可能性がつよい。
2. 貞享・元禄期になると、林畑、砂畑、萩畑、野畑、萱畑、河原畑、原畑等の名称が見られるが、林畑、野畑の出現頻度が大きくなる。分布地域が関東一都六県の他に静岡（御殿場）、長野（飯田）にも及んでいる。
3. 享保・元文期では新田開発の中に林畑、野畑、萱畑、芦畑、柿畑、柳畑、山畑、砂畑等があらわれるが、出現頻度は林畑が最も大である。林畑、野畑の両者が併存してあらわれるのは、武蔵野台地の南

部(狭山丘陵以南)である。これは、享保11年公布の「新田検地条目」による武蔵野開発の結果によるものである。

4. 元文元年の新田検地は、武蔵野新田の中で、大幅に畑請地の設置を普及せしめている。新田開発の中で、本畑を欠き畑請地のみがなされた地区として福生地区があげられる。

5. 寛保・宝暦期においては、下利根川流域一帯の流作場新田が四千町歩余開発されたが、その中で、萱畑、芝畑の占める比重が大である。之は、萱が肥料として高価に販売され、農民の収益が大のためである。萱畑の課税には石盛制をとらず、有毛検見取制を用いた。領主側の実収増加方策のためである。

6. 明和、安永期以降になると、畑請地は、関東平野部から山麓地帯に拡大する。特に赤城山麓、秩父山麓、房総山地部、大磯丘陵及び湘南台地の新田開発地帯に畑請地が成立する。

7. 赤城山麓の畑請地は、林畑が主であるが、山地の林畑に「下下畑」の位付けをして課税したので、農民は貢租負担に耐えきれず逃散をしている。

8. 明治の地租改正時点においては、畑請地は、近世中に耕地化されたものは畑の地券をうけた。武蔵野台地を始め、関東平野部の畑請地は、約50%が畑として登録された。残余は農用林野として残った。

9. 近世全体を通じて畑請地は入会林野を分割して農民に給与し、私有地として扱ったので、零細農民の独立自営化を促進した。

10. 全国的に畑請地制度又は之に準ずる制度の所在を、県史編さん室、県立図書館を通じて調査したが、存在したとの回答はなく、現状では、関東一都六県と、静岡・長野のみに施行された制度の如くである。

#### 〔注及び引用文献〕

- 1) 松尾公就 立正大学博士課程
- 2) 根岸信夫 埼玉県史編さん室

- 3) 大谷貞夫、伊藤好一、大友一雄氏等
- 4) 萩畑は萱畑と同一であると地方凡例録は記している。
- 5) 山畑と砂畑が畑請地としての山畑・砂畑かを判定するのは極めて困難である。その理由は山畑が山岳地帯の切替焼畑を指す事、砂畑が砂地に出来た普通畑に用いられた事があるからである。
- 6) 木村礎・伊藤好一「新田村落」文雅堂、1960、PP 138~139
- 7) 前掲6) PP 131~137
- 8) 大宮市「大宮市史」第三巻上、1972、PP 212~213
- 9) 大友一雄「武蔵野新田成立期における新田政策の展開」史翰 No.19、1978、PP 3~11
- 10) 前掲6) P. 141
- 11) 但し「林畑田成」とか「林畑畑成」等の事実は存在した。
- 12) 大谷貞夫「元文一延享期岡事における流作場検地」成田山教育文化福祉財団研究紀要No.2、1979
- 13) 大石学「享保改革期における流作場開発政策と村落」徳川林政史研究所研究紀要、1979
- 14) 松尾公就「享保改革末期の流作場新田検地について」歴史手帳 Vol. 9、No.1、1981、PP 23~32
- 15) 同「享保改革末期の年貢増徴政策」近世史研究(立正大学) No.12、1979、PP 55~71
- 16) 同「享保改革末期の新田政策」『北島正元先生古稀記念論文集』吉川弘文館、1983、PP 379~410
- 17) 前掲16) P. 382
- 18) 前掲16) P. 383
- 19) 取手市 取手市史近世史料篇、1982
- 20) 我孫子市史編さん所史料による
- 21) 前掲15) PP 61~67
- 22) 前掲16) PP 383~385
- 23) 田中豊治「近世関東の畑請地の歴史地理的検討」歴史地理学 No.119、1982、PP 6~8  
〔付記〕
1. 本報告は昭和57年度文部省科学研究費補助金奨励研究(13)課題番号57910003による研究の第2報である。
2. 本研究について松尾公就先生よりは御指導御助言を賜った。記して謝意を表する。